

(答申案)

地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する  
環境配慮基準

令和●●年(●●●年) ●●月●●日

北海道

# 目次

## 第1章 基本的事項

1	基準策定の趣旨	2
2	基準の位置付け	2
3	対象とする地域脱炭素化促進施設の種類	3
4	対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等	3
5	基本的な考え方	3
6	基準の見直し	4

## 第2章 基準

1	太陽光発電施設に関する基準	5
(1)	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	5
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	7
2	風力発電施設に関する基準	14
(1)	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	14
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	16
3	中小水力発電施設に関する基準	22
(1)	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	22
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	24
4	地熱発電施設に関する基準	31
(1)	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	31
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	33
5	バイオマス発電施設に関する基準	39
(1)	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	39
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	41
6	太陽熱供給施設に関する基準	47
(1)	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	47
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	49
7	大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設に関する基準	56
(1)	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	56
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	58
8	地熱供給施設に関する基準	64
(1)	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	64
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	66
9	バイオマス熱供給施設に関する基準	72
(1)	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	72
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	74
	第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項	80

# 第1章 基本的事項

## 1 基準策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「法」という。）が改正され、令和 4 年（2022 年）4 月から、都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市については、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、その区域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギーの利用促進等の施策に関する事項に加え、その実施に関する目標を定めることとされました。また、これら以外の市町村についても、同様に施策に関する事項やその実施に関する目標を定めるよう努めることとされました。

あわせて、全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域の設定、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等（第3章参照）を定めるよう努めることとされました。

また、都道府県は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に上乗せ・横出しして、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮した、市町村が定める促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）を定めることとされた（法第 21 条第 7 項）ことから、本道では、地域の実情に応じて環境の保全に適正に配慮し、地域の再生可能エネルギーの導入を促すとともに、市町村が円滑に促進区域を設定し、地域に貢献する地域脱炭素化促進事業が推進されるよう、促進区域の設定に関する北海道の環境配慮の基準（以下「基準」という。）を定めることとしました。

## 2 基準の位置付け

本基準は、法第 21 条第 6 項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準です。

## 3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

### （1） 再生可能エネルギー発電施設

- ・ 太陽光発電施設
- ・ 風力発電施設（洋上に設置するものを除く）
- ・ 中小水力発電施設（出力が 30,000 kW 未満のものに限る）
- ・ 地熱発電施設（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
- ・ バイオマス発電施設

### （2） 再生可能エネルギー熱供給施設

- ・ 太陽熱供給施設
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱）
- ・ 地熱供給施設
- ・ バイオマス熱供給施設

## 4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等

- ・ 太陽光発電施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 太陽熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に

設置するもの

## 5 基本的な考え方

北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、次の考え方を基本に基準を策定しました。

- 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

[視点・ポイント]

- ・ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- ・ 國際的に保護すべきとされる保全地域の自然環境・生態系
- ・ 触れ合いの場としての自然
- ・ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- ・ アイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会にとって重要と考えられる自然及び文化的な景観・資源

- 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全

[視点・ポイント]

- ・ 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災

- 北海道の基幹産業である第一次産業、観光産業などが有する重要機能を支える環境の保全

[視点・ポイント]

- ・ 第一次産業の健全な発展を支える環境の保全
- ・ 観光を支える環境の保全

## 6 基準の見直し

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第5条の6第5項の規定により、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、基準施行後の諸課題の発生、希少種の生息域マップの公表、累積的影響の評価手法などが示され、再検討の必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものとします。

## 第2章 基準

### 1 太陽光発電施設に関する基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表1に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を太陽光発電施設の促進区域に設定することはできません。

表1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度9・10の地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区の特別保護地区	
	道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度9・10の地区	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	Important Bird and Biodiversity Areas（以下「IBA」）（市街地を除く）	保護林設定管理要領
	生息地等保護区	公益財団法人日本野鳥の会
	保護林	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
		保護林設定管理要領

環境配慮事項	区域名	根拠法令
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	
	世界自然遺産	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表2に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を太陽光発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表2 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
水の濁りによる影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・Environmental Impact Assessment Database System（以下「EADAS」）（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱥孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
土地の安定性への影響	・土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所（北海道HP）</li> <li>・北海道の山地災害危険地区（北海道HP）</li> <li>・土地分類基本図（国土交通省）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること</li> </ul>
	・山地災害危険地区		
	・河川保全区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・許可申請が必要な河川及び区域とは（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・河川予定地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・道路区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・道路維持 道路に関する問い合わせ先（北海道HP）</li> <li>・道路（各市町村HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること</li> </ul>
	・漁港区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の漁港一覧（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
反射光による生活環境への影響	・一般公共海岸区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全基本計画（北海道HP）</li> <li>・各種申請等に係る行政手続きについて（砂防・海岸ほか）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害や水害に備えた適切な事業計画にすること</li> <li>・海岸の防護に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように、事業地の周囲に植栽する、反射を抑えた仕様の資材を採用することなどの措置を講じること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況(環境省HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、暁(ねぐら)、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱(かくらん)を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊(林野庁HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・保護水面 ・資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について(農林水産省HP)</li> <li>・保護水面、資源保護水面(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地(環境省HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センターHP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・Key Biodiversity Area(以下「KBA」) ・IBAの市街地 ・マリーンIBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ(コンサバーションインターナショナルジャパンHP)</li> <li>・重要野鳥生息地の保全(日本野鳥の会HP)</li> <li>・マリーンIBA選定事業とは(日本野鳥の会HP)</li> <li>・海鳥コロニーデータベース(環境省HP)</li> <li>・全国鳥類繁殖分布調査報告(全国鳥類繁殖分布調査HP)</li> <li>・全国鳥類越冬分布調査報告(全国鳥類繁殖分布調査HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・レッドリスト掲載種 ・指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドラデータブック(環境省HP)</li> <li>・北海道レッドリストについて(北海道HP)</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧(環境省HP)</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度8以上の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスタークリエイター掲載の湿原</li> <li>・自然再生の対象となる区域</li> <li>・緑の回廊</li> <li>・KBA</li> <li>・植生自然度8以上の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP）</li> </ul>	
	・景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP）</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・特別緑地保全地区（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	



環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・漁業許可 ・(各種)漁業権	・海しる(海洋状況表示システムHP・海上保安庁) ・北海道漁業調整規則に関する告示(北海道(振興局)HP) ・関係部局等からの聴取 ・EADAS(環境省HP)	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること(下流及び海面にある漁業権や許可を含む)
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ(国立研究開発法人水産研究・教育機構HP) ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について(根室振興局HP) ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動(事業)への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画(北海道HP) ・関係部局等からの聴取	・道有林野内といった事業実施箇所(予定地)では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること
	・保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)	・振動対策(環境省HP) ・発電所に係る環境影響評価の手引(第3章)(経済産業省HP) ・土地利用図(国土交通省国土地理院HP) ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS(環境省HP)	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

## 2 風力発電施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表3に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を風力発電施設の促進区域に設定することはできません。

表3 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性 への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ばた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 法律
	道指定鳥獣保護区の 特別保護地区	
	道指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	IBA（市街地を除く）	保護林設定管理要領
植物の重要な種 及び重要な群落への影響	IBA（市街地を除く）	公益財団法人日本野鳥の会
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例

環境配慮事項	区域名	根拠法令
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表4に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を風力発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表4 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電施設から発生する騒音について（環境省HP）</li> <li>・風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
土地の安定性への影響	・土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所（北海道HP）</li> <li>・北海道の山地災害危険地区（北海道HP）</li> <li>・土地分類基本図（国土交通省）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること</li> </ul>
	・山地災害危険地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川保全区域</li> <li>・許可申請が必要な河川及び区域とは（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川における一般の自由使用を妨げない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的・社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・河川予定地		



環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBA</li> <li>・ IBAの市街地</li> <li>・ マリーンIBA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・ 重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ 海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・ 全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、暁（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
風力発電における鳥類のセンシティビティマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト掲載種</li> <li>・ 指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意喚起レベルA3以上の区域は、事業の実施を原則避けること</li> <li>・ 事業の実施を避けられない場合や注意喚起レベルA2以下の区域は、確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を避けること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面</li> <li>・ 資源保護水面</li> <li>・ 特定植物群落</li> <li>・ 植生自然度8以上の区域</li> <li>・ 巨樹・巨木林</li> <li>・ レッドリスト掲載種</li> <li>・ 指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・ 保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ 自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・ 北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・重要湿地 ・重要里地里山 ・重要海域 ・北海道湿原保全マスター プラン掲載の湿原	・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP） ・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP） ・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通しただけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
	・自然再生の対象となる区域	・自然再生の対象となる区域（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・緑の回廊	・緑の回廊（林野庁HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・KBA	・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・植生自然度8以上の区域	・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域 ・植生自然度8以下の地域	・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
	・北海道立自然公園の普通地域 ・植生自然度8以下の地域	・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること ・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	・ジオパーク	・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP） ・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・長距離自然歩道	・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP） ・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	



環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること</li> </ul>
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 廃棄物の飛散や流出を防止</li> <li>b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置</li> <li>c) 汚水の発生や流出を防止するとともに、定期的に検査を実施</li> <li>d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置</li> <li>e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置</li> <li>f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること</li> </ul> </li> </ul>
	・第1種農地	・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること</li> </ul>
	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）</li> </ul>
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画（北海道HP） ・関係部局等からの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・振動対策（環境省HP） ・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

### 3 中小水力発電施設に関する基準

#### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表5に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を中小水力発電施設の促進区域に設定することはできません。

表5 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	地域森林計画対象森林	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度9・10の地区	
	道指定鳥獣保護区の特別保護地区	
	道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度9・10の地区	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	保護林	保護林設定管理要領
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	
	世界自然遺産	ラムサール条約 世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表6に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を中小水力発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表6 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
水の汚れによる影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱒孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
富栄養化による影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・富栄養化の影響を受けやすい施設や地域、取水地点等が近隣にある場合は、富栄養化による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
富栄養化による影響	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・富栄養化の影響を受けやすい施設や地域、取水地点等が近隣にある場合は、富栄養化による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
水の濁りによる影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱈孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
溶存酸素量による影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・溶存酸素量の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点等が近隣にある場合は、溶存酸素量による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
水温による影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水温の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水温による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
水温による影響	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱈孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水温の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水温による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・養殖場の流入経路の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・農業用水路の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本水土図鑑（農林水産省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、疇（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> </ul>	
	・資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>KBA</li> <li>IBA</li> <li>マリーンIBA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>文献その他資料</li> <li>科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>レッドリスト掲載種</li> <li>指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>文献その他資料</li> <li>科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護水面</li> <li>資源保護水面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>文献その他資料</li> <li>科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定植物群落</li> <li>植生自然度8以上の区域</li> <li>巨樹・巨木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>文献その他資料</li> <li>科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>レッドリスト掲載種</li> <li>指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>文献その他資料</li> <li>科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要湿地</li> <li>重要里地里山</li> <li>重要海域</li> <li>北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>文献その他資料</li> <li>科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	・自然再生の対象となる区域（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	・緑の回廊（林野庁HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・KBA	・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・植生自然度8以上の区域	・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・ジオパーク	・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP） ・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・長距離自然歩道	・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP） ・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・風致地区	・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP） ・風致地区制度（札幌市HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・景観計画区域	・北海道景観計画について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	



環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること  <b>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</b> ・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a) 廃棄物の飛散や流出を防止 b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c) 汚水の発生や流出を防止とともに、定期的に検査を実施 d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画（北海道HP） ・関係部局等からの聴取	・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること
・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・振動対策（環境省HP） ・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること	

## 4 地熱発電施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表7に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を地熱発電施設の促進区域に設定することはできません。

表7 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
温泉への影響	温泉（準）保護地域	温泉法
土地の安定性 への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
	地域森林計画対象森林	
	河川区域	河川法
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	国指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区の 特別保護地区	
	道指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	生息地等保護区	保護林設定管理要領
植物の重要な種 及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領

環境配慮事項	区域名	根拠法令
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表8に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を地熱発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表8 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
硫化水素による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・地形などの状況を考慮して事業実施場所から保全対象施設まで影響を及ぼさない距離（1km以上）を確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は、おいや硫化水素の影響を抑えるために必要な措置を講じること
水の汚れによる影響	・水資源保全地域	・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP） ・水資源保全地域（各市町村HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること
	・水道原水取水地点	・北海道の水道（北海道HP） ・水道（施設・事業）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・公共用水域の水質測定結果	・北海道水質関連データ集（北海道HP） ・測定地点（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・さけますふ化場・養殖場	・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP） ・昭和年間の北海道における鮭鱥孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・さけ・ます（北海道（振興局）HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・騒音に係る環境基準について（環境省HP） ・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・発電施設や設置物に因いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
温泉への影響	・温泉の状況	・北海道温泉保護対策要綱（北海道HP） ・温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・事業実施における各種（事前）調査や事業実施後のモニタリング、周辺施設や近隣の温泉資源への影響など環境の保全に必要な措置を講じること
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP） ・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP） ・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること
	・道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
	・緑の回廊	・緑の回廊（林野庁HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、暁（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること ・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること
	・保護水面 ・資源保護水面	・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP） ・保護水面、資源保護水面（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること ・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること
	・重要湿地	・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・動物の分布状況	・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・KBA ・IBA ・マリーンIBA	・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP） ・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP） ・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP） ・海鳥コロニーデータベース（環境省HP） ・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP） ・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度 8 以上の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスター プラン掲載の湿原</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	・自然再生の対象となる区域（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	・緑の回廊（林野庁HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・KBA	・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・植生自然度8以上の区域	・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・ジオパーク	・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP） ・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・長距離自然歩道	・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP） ・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・風致地区	・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP） ・風致地区制度（札幌市HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・景観計画区域	・北海道景観計画について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物</li> <li>・景観重要樹木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP）</li> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道</li> <li>・身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）</li> <li>・特別緑地保全地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP）</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・特別緑地保全地区（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園</li> <li>・下水道</li> <li>・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）</li> <li>・国指定文化財（重要文化財を除く）</li> <li>・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園とみどり（国土交通省HP）</li> <li>・北海道立公園（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道（国土交通省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（国土交通省HP）</li> <li>・都市計画区域の指定状況（北海道HP）</li> <li>・都市計画（制度）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介（文化庁HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること <b>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</b> ・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a) 廃棄物の飛散や流出を防止 b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c) 汚水の発生や流出を防止とともに、定期的に検査を実施 d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画（北海道HP） ・関係部局等からの聴取	・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・振動対策（環境省HP） ・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

## 5 バイオマス発電施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表9に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域をバイオマス発電施設の促進区域に設定することはできません。

表9 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性 への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区の 特別保護地区	
	道指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種 及び重要な群落へ の影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
地域を特徴づける 生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	北海道指定有形文化財	北海道文化財保護条例
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表10に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項をバイオマス発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表10 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
大気質への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は地域住民の健康被害の防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道の大気環境（二酸化硫黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の大気環境測定結果（北海道HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第2章・第4章）（経済産業省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な措置を講じること</li> <li>・地域住民の健康、被害者を保護するために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・苫小牧東部地域・西部地域、石狩湾新港地域の公害防止協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止協定（北海道HP）</li> <li>・公害防止協定（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに工場などを設置する場合は、道と事業者で公害防止協定の締結に努めること</li> </ul>
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
悪臭による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・におい対策・かおり環境について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形や風向きに応じたガスの流れを調査し、周辺に与える影響を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・周辺への悪臭を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、暁（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・緑の回廊	・緑の回廊（林野庁HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・保護水面 ・資源保護水面	・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP） ・保護水面、資源保護水面（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・重要湿地	・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・動物の分布状況	・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・KBA ・IBA ・マリーンIBA	・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP） ・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP） ・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP） ・海鳥コロニーデータベース（環境省HP） ・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP） ・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・レッドリスト掲載種 ・指定希少野生動植物種	・レッドリスト・レッドラデータブック（環境省HP） ・北海道レッドリストについて（北海道HP） ・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP） ・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度8以上の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスタークリエイター掲載の湿原</li> <li>・自然再生の対象となる区域</li> <li>・緑の回廊</li> <li>・KBA</li> <li>・植生自然度8以上の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧(環境省HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園(自然環境課)(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ(北海道HP)</li> <li>・ジオパークへ行こう！(日本ジオパークネットワークHP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！(環境省HP)</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園(北海道HP)</li> <li>・風致地区制度(札幌市HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況(国土交通省HP)</li> </ul>	
	・景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木(各市町村HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！(環境省HP)</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・身近な自然地域(環境緑地保護地区以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度(国土交通省HP)</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園(北海道HP)</li> <li>・特別緑地保全地区(各市町村HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園とみどり（国土交通省HP）</li> <li>・北海道立公園（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul>
	・下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道（国土交通省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（国土交通省HP）</li> <li>・都市計画区域の指定状況（北海道HP）</li> <li>・都市計画（制度）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul>
	・国指定文化財（重要文化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介（文化庁HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道指定の文化財一覧（北海道HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・自然環境保全地域等（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP）</li> <li>・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること</li> </ul>
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> <li>a ) 廃棄物の飛散や流出を防止</li> <li>b ) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置</li> <li>c ) 汚水の発生や流出を防止するとともに、定期的に検査を実施</li> <li>d ) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置</li> <li>e ) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置</li> <li>f ) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること</li> </ul> </li> </ul>
	・第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・漁業許可 ・(各種)漁業権	・海しる(海洋状況表示システムHP・海上保安庁) ・北海道漁業調整規則に関する告示(北海道(振興局)HP) ・関係部局等からの聴取 ・EADAS(環境省HP)	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること(下流及び海面にある漁業権や許可を含む)
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ(国立研究開発法人水産研究・教育機構HP) ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について(根室振興局HP) ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動(事業)への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画(北海道HP) ・関係部局等からの聴取	・道有林野内といった事業実施箇所(予定地)では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること
	・保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)	・振動対策(環境省HP) ・発電所に係る環境影響評価の手引(第3章)(経済産業省HP) ・土地利用図(国土交通省国土地理院HP) ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS(環境省HP)	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

## 6 太陽熱供給施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表11に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を太陽熱供給施設の促進区域に設定することはできません。

表11 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性 への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区の 特別保護地区	
	道指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種 及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領

環境配慮事項	区域名	根拠法令
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表12に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を太陽熱供給施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表12 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
水の濁りによる影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・Environmental Impact Assessment Database System（以下「EADAS」）（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱥孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
土地の安定性への影響	・土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所（北海道HP）</li> <li>・北海道の山地災害危険地区（北海道HP）</li> <li>・土地分類基本図（国土交通省）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること</li> </ul>
	・山地災害危険地区		
	・河川保全区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・許可申請が必要な河川及び区域とは（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・河川予定地		
	・道路区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・道路維持 道路に関する問い合わせ先（北海道HP）</li> <li>・道路（各市町村HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること</li> </ul>
	・漁港区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の漁港一覧（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
反射光による生活環境への影響	・一般公共海岸区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全基本計画（北海道HP）</li> <li>・各種申請等に係る行政手続きについて（砂防・海岸ほか）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害や水害に備えた適切な事業計画にすること</li> <li>・海岸の防護に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように、事業地の周囲に植栽する、反射を抑えた仕様の資材を採用することなどの措置を講じること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、暁（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・緑の回廊	・緑の回廊（林野庁HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・保護水面 ・資源保護水面	・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP） ・保護水面、資源保護水面（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・重要湿地	・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・動物の分布状況	・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・KBA ・IBA ・マリーンIBA	・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP） ・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP） ・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP） ・海鳥コロニーデータベース（環境省HP） ・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP） ・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・レッドリスト掲載種 ・指定希少野生動植物種	・レッドリスト・レッドラデータブック（環境省HP） ・北海道レッドリストについて（北海道HP） ・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP） ・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度8以上の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスタークリエイター掲載の湿原</li> <li>・自然再生の対象となる区域</li> <li>・緑の回廊</li> <li>・KBA</li> <li>・植生自然度8以上の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧(環境省HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園(自然環境課)(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ(北海道HP)</li> <li>・ジオパークへ行こう！(日本ジオパークネットワークHP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！(環境省HP)</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園(北海道HP)</li> <li>・風致地区制度(札幌市HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況(国土交通省HP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木(各市町村HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！(環境省HP)</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・身近な自然地域(環境緑地保護地区以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針(北海道HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度(国土交通省HP)</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園(北海道HP)</li> <li>・特別緑地保全地区(各市町村HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・公園	・公園とみどり（国土交通省HP） ・北海道立公園（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	・下水道	・下水道（国土交通省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること
	・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	・都市計画（国土交通省HP） ・都市計画区域の指定状況（北海道HP） ・都市計画（制度）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・建築基準法による用途規制に適合すること
	・国指定文化財（重要文化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）	・文化財の紹介（文化庁HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること <b>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</b>
	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること <b>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</b> ・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a ) 廃棄物の飛散や流出を防止 b ) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c ) 汚水の発生や流出を防止とともに、定期的に検査を実施 d ) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e ) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f ) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・漁業許可 ・(各種)漁業権	・海しる(海洋状況表示システムHP・海上保安庁) ・北海道漁業調整規則に関する告示(北海道(振興局)HP) ・関係部局等からの聴取 ・EADAS(環境省HP)	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること(下流及び海面にある漁業権や許可を含む)
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ(国立研究開発法人水産研究・教育機構HP) ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について(根室振興局HP) ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動(事業)への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画(北海道HP) ・関係部局等からの聴取	・道有林野内といった事業実施箇所(予定地)では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること
	・保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)	・振動対策(環境省HP) ・発電所に係る環境影響評価の手引(第3章)(経済産業省HP) ・土地利用図(国土交通省国土地理院HP) ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS(環境省HP)	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

## 7 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表13に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設の促進区域に設定することはできません。

表13 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度9・10の地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区の特別保護地区	
	道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度9・10の地区	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領

環境配慮事項	区域名	根拠法令
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

## (2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表14に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表14 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
硫化水素による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・地形などの状況を考慮して事業実施場所から保全対象施設まで影響を及ぼさない距離（1km以上）を確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は、においや硫化水素の影響を抑えるために必要な措置を講じること
水の汚れによる影響	・水資源保全地域	・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP） ・水資源保全地域（各市町村HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること
	・水道原水取水地点	・北海道の水道（北海道HP） ・水道（施設・事業）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・公共水域の水質測定結果	・北海道水質関連データ集（北海道HP） ・測定地点（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・さけますふ化場・養殖場	・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP） ・昭和年間の北海道における鮭鰯孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・さけ・ます（北海道（振興局）HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・騒音に係る環境基準について（環境省HP） ・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
温泉への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉保護地域・準保護地域</li> <li>・温泉の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道温泉保護対策要綱（北海道HP）</li> <li>・温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削を伴う事業の場合は、当該地を避けた事業計画にすること</li> <li>・事業実施における各種（事前）調査や事業実施後のモニタリング、周辺施設や近隣の温泉資源への影響など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> </ul>
	・道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・資源保護水面		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBA</li> <li>・ IBA</li> <li>・ マリーンIBA</li> <li>・ レッドリスト掲載種</li> <li>・ 指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・ 重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ 海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・ 全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面</li> <li>・ 資源保護水面</li> <li>・ 特定植物群落</li> <li>・ 植生自然度 8 以上の区域</li> <li>・ 巨樹・巨木林</li> <li>・ レッドリスト掲載種</li> <li>・ 指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・ 保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ 自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・ 北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要湿地</li> <li>・ 重要里地里山</li> <li>・ 重要海域</li> <li>・ 北海道湿原保全マスター プラン掲載の湿原</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性的観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性的観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS</li> </ul>	
	・KBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS</li> </ul>	
	・植生自然度8以上の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS</li> </ul>	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物</li> <li>・景観重要樹木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP）</li> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道</li> <li>・身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）</li> <li>・特別緑地保全地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP）</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・特別緑地保全地区（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園</li> <li>・下水道</li> <li>・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）</li> <li>・国指定文化財（重要文化財を除く）</li> <li>・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園とみどり（国土交通省HP）</li> <li>・北海道立公園（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道（国土交通省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（国土交通省HP）</li> <li>・都市計画区域の指定状況（北海道HP）</li> <li>・都市計画（制度）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介（文化庁HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること  <b>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</b> ・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a) 廃棄物の飛散や流出を防止 b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c) 汚水の発生や流出を防止とともに、定期的に検査を実施 d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画（北海道HP） ・関係部局等からの聴取	・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること
・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・振動対策（環境省HP） ・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること	

## 8 地熱供給施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表15に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を地熱供給施設の促進区域に設定することはできません。

表15 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性 への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区の 特別保護地区	
	道指定鳥獣保護区内の 特別保護地区以外で 植生自然度9・10の地区	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種 及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領

環境配慮事項	区域名	根拠法令
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表16に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を地熱供給施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表16 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
硫化水素による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・地形などの状況を考慮して事業実施場所から保全対象施設まで影響を及ぼさない距離（1km以上）を確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は、おいや硫化水素の影響を抑えるために必要な措置を講じること
水の汚れによる影響	・水資源保全地域	・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP） ・水資源保全地域（各市町村HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること
	・水道原水取水地点	・北海道の水道（北海道HP） ・水道（施設・事業）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・公共用水域の水質測定結果	・北海道水質関連データ集（北海道HP） ・測定地点（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・さけますふ化場・養殖場	・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP） ・昭和年間の北海道における鮭鱥孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・さけ・ます（北海道（振興局）HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・騒音に係る環境基準について（環境省HP） ・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・発電施設や設置物に因いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
温泉への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉保護地域・準保護地域</li> <li>・温泉の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道温泉保護対策要綱（北海道HP）</li> <li>・温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削を伴う事業の場合は、当該地を避けた事業計画にすること</li> <li>・事業実施における各種（事前）調査や事業実施後のモニタリング、周辺施設や近隣の温泉資源への影響など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> </ul>
	・道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・資源保護水面		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBA</li> <li>・ IBA</li> <li>・ マリーンIBA</li> <li>・ レッドリスト掲載種</li> <li>・ 指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・ 重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ 海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・ 全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面</li> <li>・ 資源保護水面</li> <li>・ 特定植物群落</li> <li>・ 植生自然度 8 以上の区域</li> <li>・ 巨樹・巨木林</li> <li>・ レッドリスト掲載種</li> <li>・ 指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・ 保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ 自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・ 北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要湿地</li> <li>・ 重要里地里山</li> <li>・ 重要海域</li> <li>・ 北海道湿原保全マスター プラン掲載の湿原</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	・自然再生の対象となる区域（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	・緑の回廊（林野庁HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・KBA	・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・植生自然度8以上の区域	・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・ジオパーク	・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP） ・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・長距離自然歩道	・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP） ・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・風致地区	・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP） ・風致地区制度（札幌市HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・景観計画区域	・北海道景観計画について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	



環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること  <b>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</b> ・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a) 廃棄物の飛散や流出を防止 b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c) 汚水の発生や流出を防止するとともに、定期的に検査を実施 d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画（北海道HP） ・関係部局等からの聴取	・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること
・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・振動対策（環境省HP） ・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること	

## 9 バイオマス熱供給施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表17に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域をバイオマス熱供給施設の促進区域に設定することはできません。

表17 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	
	保安林予定森林	森林法
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度9・10の地区	
	道指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度9・10の地区	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保护地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度9・10の地域	
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	北海道指定有形文化財	北海道文化財保護条例
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表18に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項をバイオマス熱供給施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」(法第21条第5項第5号イ)での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表18 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
大気質への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は地域住民の健康被害の防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道の大気環境（二酸化硫黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の大気環境測定結果（北海道HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第2章・第4章）（経済産業省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な措置を講じること</li> <li>・地域住民の健康、被害者を保護するために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・苫小牧東部地域・西部地域、石狩湾新港地域の公害防止協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止協定（北海道HP）</li> <li>・公害防止協定（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに工場などを設置する場合は、道と事業者で公害防止協定の締結に努めること</li> </ul>
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
悪臭による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・におい対策・かおり環境について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形や風向きに応じたガスの流れを調査し、周辺に与える影響を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・周辺への悪臭を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、鳥類の主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、暁（ねぐら）、異動経路等への設置を避けること</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動植物の生息・生育環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外で植生自然度8以下の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・KBA ・IBA ・マリーンIBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
・レッドリスト掲載種 ・指定希少野生動植物種	・レッドリスト掲載種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドラデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドラデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度8以上の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスタークリエイター掲載の湿原</li> <li>・自然再生の対象となる区域</li> <li>・緑の回廊</li> <li>・KBA</li> <li>・植生自然度8以上の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8以下の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> </ul>
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP）</li> </ul>	
	・景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP）</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・特別緑地保全地区（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園とみどり（国土交通省HP）</li> <li>・北海道立公園（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul>
	・下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道（国土交通省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（国土交通省HP）</li> <li>・都市計画区域の指定状況（北海道HP）</li> <li>・都市計画（制度）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul>
	・国指定文化財（重要文化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介（文化庁HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道指定の文化財一覧（北海道HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・自然環境保全地域等（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP）</li> <li>・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること</li> </ul>
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> <li>a ) 廃棄物の飛散や流出を防止</li> <li>b ) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置</li> <li>c ) 汚水の発生や流出を防止するとともに、定期的に検査を実施</li> <li>d ) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置</li> <li>e ) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置</li> <li>f ) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること</li> </ul> </li> </ul>
	・第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文献その他資料</li> <li>・科学的知見者や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画（北海道HP） ・関係部局等からの聴取	・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・振動対策（環境省HP） ・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・科学的知見者や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

## 第3章 促進区域の設定等にあたっての留意事項

市町村は、法第21条第5項の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるに当たって、次の事項に留意する必要があります。

- 市町村が促進区域を設定するときは、環境保全の観点や社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意し、地域の合意形成の円滑化を図り、事業の予見可能性を高めるとともに、地域における事業の受容性を確保するために、国、道や管理者などと事前に協議を行うなど十分に連携・相談すること。  
また、事業者が行う再生可能エネルギー設備の建設・運用等の事業は、複数の市町村に跨って行われる可能性があることから、近隣市町村と事前に協議を行うなど、十分に連携・相談すること。
- 促進区域設定の時は区域の指定の目的の達成及び環境の保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施では一定の支障のおそれが判明しえることが懸念される場合は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全の取組」に適切な措置を位置付けること。
- 保護増殖事業対象種のような希少種の生息分布確率、潜在適地などを記したマップを、地域の専門家や北海道立総合研究機構等の支援を受けながら、自治体が主体的に作成すること。
- 再生可能エネルギー施設の運転開始以降も、周辺施設における生活環境への影響、野生動植物の生態や生息系への影響、地域資源への影響などのモニタリングを実施し、結果を定期的に協議会において公表し、関係者の保有するデータも併せて意見を交換することで、影響を評価しつつ運転や全体計画を見直す「順応的管理」を検討すること。
- 市町村が、促進区域を設定する際には、地方公共団体実行計画（区域施策編）に地域の環境の保全のための取組とともに、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めること。

### 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示

メリット	取組例
地域経済への貢献	域内への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に関する地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
	再生可能エネルギーの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組

地域における社会的課題の解決	再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EV シェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組
	再生可能エネルギー事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組
	再生可能エネルギー事業を活用した地域の活性化に伴い、未利用地の利活用や有害駆除などにより、地域資源や生物多様性の保全を図る取組
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
	市町村における地域活動等の支援